

第2章 環境施策の実施状況

基本目標1 地球市民として脱炭素社会をめざすまち 兼 第3次徳島市地球温暖化対策推進計画

【地球環境】



〈定量目標〉

基本施策	指 標	目標値(R12)	実績値(R3)
◆エネルギー利用に伴い排出される温室効果ガスの削減 ◆脱炭素まちづくりの推進 ◆気候変動につよいまちづくり	市域から排出される温室効果ガス排出量	平成25年度比 40%削減 (H25排出量 2,259千t-CO ₂) ※	1,490千t-CO ₂ (R1) (34.0%削減)
	省エネルギーに取り組めていると感じる市民の割合	令和3年度調査値比 10%以上向上	59.0%
	市役所から排出される温室効果ガス排出量	平成25年度比 40%削減 (H25排出量 62,395t-CO ₂)	44,835t-CO ₂ (28.1%削減)
	住宅用太陽光発電システム設置件数(累積件数)	10,000件	6,192件
	災害への備えが整っていると感じる市民の割合	55.0%	41.9%

※統計資料が遡って修正されたため、排出量を修正

徳島市の温室効果ガス削減目標

徳島市では、国の削減目標に地域から貢献すべく、以下の目標を掲げています。

令和12(2030)年度における温室効果ガス排出量を、
平成25(2013)年度比で40.0%削減すること

また、地球温暖化対策を推進するにあたり、実際の温室効果ガス削減量の把握だけではなく、目標達成に向けた個別指標を活用することで、可能な限り定量的に削減効果の点検・評価を行い、対策がより必要な部門を検討し、効果的に施策・事業を展開します。

〈目標達成に向けた個別指標〉

対策区分	主な対策	指標	目標 (R12)	実績値 (R3)	
産業部門	◆省エネ性能の高い設備・機器等の導入促進	環境保全活動情報の提供	推進	推進	
家庭部門	◆省エネ行動の実施 ◆省エネ家電の普及推進 ◆LED 照明の積極的な導入 ◆省エネ型給湯器等の導入	一世帯あたり二酸化炭素排出量	1,945 kg (R1)	2,939 kg (R1)	
		出前環境教室参加人数（温暖化対策）（累積人数）	4,200 人	1,102 人	
		子ども環境リーダー認定数（累積人数）※	1,500 人	911 人	
		環境家計簿などで省エネに取り組む世帯の数	500 世帯	338 世帯	
	◆住宅の省エネ対策の推進 ◆HEMS、スマートメーターを利用したエネルギー管理の実施	住宅の省エネ化の啓発活動の推進	推進	推進	
	◆太陽光発電 ◆太陽熱温水器	住宅用太陽光発電システム設置件数（累積件数）※	10,000 件	6,192 件	
	◆省エネ行動の実施 ◆事業所における省エネ設備の普及推進 ◆LED 照明の積極的な導入 ◆建築物の省エネ対策の推進 ◆BEMS の活用、省エネ診断等によるエネルギー管理の実施	事業所における環境保全活動の啓発件数（累積件数）	120 件	9 件	
業務部門		環境保全活動を行っている企業の表彰件数（累積件数）	10 件	0 件	
		市役所から排出される温室効果ガス排出量※	平成 25 年度比 40% 削減	44,835 t-CO ₂ (28.1% 削減)	
		省エネ診断の推進	推進	推進	
運輸部門	◆省エネ行動の実践 ◆道路交通流対策 ◆次世代自動車の普及、燃費改善	産業用太陽光発電システム導入容量	146,023 kW	94,748 kW	
		省エネルギーに取り組めていると感じる市民の割合※	令和 3 年度調査値比 10 % 以上向上	59.0 %	
		自転車通行空間の整備延長	46.4 km (市道 22.4 km) (R10)	1.3 km (市道 0.7 km)	
廃棄物部門	◆一般廃棄物 排出抑制	次世代自動車が占める割合	38 %	11.0 %	
		拠点回収事業の拡充、周知	推進	推進	
		出前環境教室参加人数（廃棄物対策）（累積人数）	2,800 人	617 人	
		市民一人一日あたりのごみ排出量※	838 g	1,007 g	
		リサイクル率※	31.3 %	13.9 %	
		プラマークごみ（プラスチック製容器包装）分別収集量※	3,012 t	3,823 t	

※は各基本目標の定量目標から再掲

基本施策 1 エネルギー利用に伴い排出される温室効果ガスの削減

〈施策の実施状況〉

◆地球温暖化対策

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
徳島市地球温暖化対策推進計画の推進	令和3年3月に策定した第3次徳島市地球温暖化対策推進計画に基づいて、徳島市域から排出される温室効果ガスの削減に向けて市民・事業者・市が目標を共有し、各主体が連携・協働して計画の効果的な推進を図ることを目的として、省エネルギーや省資源に配慮した取組みを呼びかけています。	環境保全課
広報紙等による情報提供	日常生活の中で温室効果ガスを減らす取組みについて、広報紙・ホームページ等により情報を提供しました。 ・広報とくしま 「家庭で夏の省エネに取り組もう！」（7月15日号） 「コロナ禍の冬の省エネ！できることから取り組もう」 （11月15日号）	環境保全課
徳島市エコオフィスプランの推進	率先して環境に配慮した行動に取り組み、市の事務・事業から排出する温室効果ガスを削減するため、「徳島市エコオフィスプラン」を推進しています。職員の環境への意識向上を図るため、エコオフィス推進員会議を実施するほか、庁内環境情報紙の発行、庁内放送等により積極的な取組みの呼びかけを行っています。 (令和3年度温室効果ガス排出量は、平成25年度比で28.1%削減)	環境保全課
LED防犯灯設置に対する助成	地域における夜間の犯罪の未然防止と通行の安全確保を図り地域の環境整備に努めるとともに、省エネルギーを推進するため、LED防犯灯設置（新設）に対する助成88灯、機種変更に対する助成を8灯実施しました。	市民生活課 (現：市民生活相談課)
教育施設の省エネルギーの推進	エネルギー消費設備等の更新の際に省エネルギー型機器等を導入し、エネルギー消費の低減を図りました。	教育総務課
配水施設の省エネルギーの推進	揚水ポンプの更新において、高効率モーターの機器を採用し、消費電力を削減しました。	上下水道局 浄水課
ごみ焼却処理の余熱利用	ごみ焼却で発生する排ガスの熱を利用して温水を作り、給湯や暖房に使用しています。また場外の福祉施設に温水を循環することで、熱の供給を行い、給湯や暖房に利用しています。	西部環境事業所 施設課
バイオマスエネルギーの利用	下水汚泥から発生する可燃ガス（メタンガス）をボイラーの燃料として有効活用しています。	中央浄化センター

◆再生可能エネルギーの利用促進

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
公共施設への太陽光発電の導入	<p>公共施設への太陽光発電システムの導入を進めています。</p> <p>太陽光発電導入施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎（出力 100.2kW） ・市民病院（出力 10.5kW） ・市営住宅1か所（出力 12.3 kW） ・コミュニティセンター 9か所（出力合計 55.4kW） ・小学校 6か所（出力合計 117.5kW） ・保育所 4か所（出力合計 26.1kW） ・認定こども園 2か所（出力合計 10.6kW） ・第十浄水場（出力合計 2,000kW）  <p>上下水道局第十浄水場 大規模太陽光発電設備</p>	<p>環境保全課 病院局 住宅課 市民協働課 教育総務課 子ども保育課 上下水道局 浄水課</p>
住宅用太陽光発電の促進	ホームページ等で市民に対して住宅用太陽光発電システムの情報提供を行いました。	環境保全課

基本施策2 脱炭素まちづくりの推進

〈施策の実施状況〉

◆環境に配慮した交通対策

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
地域公共交通活性化事業	令和2年3月に策定した徳島市地域公共交通網形成計画に基づき、徳島市交通局からの移行予定路線の運行ルート・ダイヤなど運行内容の見直しを図るとともに、徳島市地域公共交通会議や移行済み路線の利用実態調査を実施し、市営バス路線のスムーズな移行・再編を進めています。	地域交通課
交通渋滞対策の啓発	<p>市内の交通渋滞の緩和・解消のため、徳島地区渋滞対策推進協議会を事業主体として広報・啓発活動を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四国まるごと公共交通利用促進キャンペーン图画コンクール応募作品展示 ・パーク＆ライドの実施（阿南市、藍住町、北島町、石井町） ・交通エコライフキャンペーンの開催 	地域交通課
地域間幹線系統バスの運行維持	地域住民の生活に必要なバス路線の維持・確保のため、広域的・幹線的なバス路線（徳島バスが運行）を対象に負担金を納入しました。	地域交通課
循環バスの運行	バスの利便性向上を図るため、市バス路線を見直し、平成23年10月から従来の循環路線（中央循環線）に加えて、川内、東部、南部の循環路線を新設し、計4路線の循環バスを運行しています。	地域交通課 交通局

バスロケーションシステムによる運行情報の発信	バスの運行状況をスマートフォンなどからリアルタイムで簡単に確認できるバスロケーションシステム「とくしまバス Navi いまドコなん」を、徳島県、徳島県バス協会及び徳島バスと共同で整備し、平成29年4月からサービスを提供しています。	地域交通課 交通局
バス利用環境の整備	バスの利用促進のための環境設備として、上鮎喰1丁目（上り）バス停にソーラー照明付きの標識を設置しました。	交通局
自転車通行空間整備の推進	徳島市自転車活用推進計画に基づき、自転車利用者だけでなく全ての人にとって安全で快適な自転車通行空間を整備し、自転車利用を促進していきます。	道路建設課
幼児の通学あんしん対策の実施	市内保育所の正門前または付近の横断歩道等の前後に、樹脂系すべり止めカラー舗装を施工することにより、車両の急ブレーキ時の制動距離を短くするとともに、カラー化によりドライバーに視覚的に注意を喚起し、園児の安全確保を図りました。	道路建設課
ノーマイカーデーの推進	職員の通勤時の公共交通機関の利用、徒歩や自転車の利用を推進するため、毎月10・20・30日を「ノーマイカーデー」とし、通勤時の自家用車の利用を控えるよう呼びかけています。	環境保全課
低公害車の計画的な導入	自動車からの温室効果ガスの排出を抑制するため、市公用車等（乗用車、貨物車等）について、車両の更新時期等にあわせて低公害車の導入を進めています。令和3年度は5台を導入しました。	財産管理活用課 建築指導課 河川水路課

◆吸収源対策及びヒートアイランドの緩和

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
保存樹木等の指定	徳島市と市民が一体となって樹木の保全育成に努め、緑化の推進による市民福祉を増進することを目的として、徳島市緑化条例により、保存樹木・樹林を指定しています。	公園緑地課

基本施策3 気候変動につよいまちづくり

〈施策の実施状況〉

◆自然災害対策

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
中小企業のBCP (事業継続計画) 策定支援	徳島県内の中小企業を対象に、新型コロナウイルス感染症に代表される感染症や大規模災害等の発生に備え、BCPの策定に取り組む企業を支援しています。 (令和3年度：BCPセミナーを2回実施)	経済政策課
洪水・高潮ハザードマップの作成	住民が居住地の災害リスクや避難場所等について、調べやすく見やすいハザードマップを作成します。 住民等の円滑かつ迅速な避難を図るため、「徳島市洪水・高潮ハザードマップ」を市内の全世帯及び事業所に配布するとともに、市ホームページへの掲載や国が管理するハザードマップ一覧ホームページから市ホームページへのリンクを掲載しました。	危機管理課

災害対策本部組織部別訓練の実施	災害時における職員の対応力強化を図るため、災害対策本部各班の個別訓練を実施し、課題の解消を図りつつ、実践体制の整備を図っています。 福祉避難所の開設及び要配慮者の輸送に係る図上訓練を実施し、災害時における職員の対応力強化を図りました。	危機管理課
避難支援マップの作成支援	徳島大学と連携して、住民自らが考え作成する避難支援マップの作成を支援しています。令和3年度は国府地区での作成を行いました。	防災対策課

◆健康被害防止

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
新型コロナウィルスの感染防止の推進	新型コロナウイルスの感染防止のため、徳島駅などで感染防止策について啓発するとともに、ホームページなどで周知を行いました。	危機管理課



徳島市イメージアップキャラクター「トクシィ」

基本目標 2 いつまでも健康で安心して暮らせるまち

【生活環境】



〈定量目標〉

基本施策	指標	目標値(R12)	実績値(R3)
◆水環境・土壤環境の保全 ◆大気環境・音環境の保全 ◆有害化学物質などへの対策	生活排水が適切に処理されていると感じる市民の割合	70.0 %	51.1 %
	水質汚濁(BOD、COD)に係る環境基準達成率	継続達成	達成
	汚水処理人口普及率	90.0 %	83.3 %
	大気汚染に係る環境基準達成率(SO ₂ 、NO ₂ 、SPM)	継続達成	達成
	騒音に係る環境基準達成率(道路に面する地域を除く)	継続達成	75.0 %
	有害化学物質(ダイオキシン類)に係る環境基準達成率	継続達成	達成

基本施策 1 水環境・土壤環境の保全

河川の汚濁

徳島市内には、「四国三郎 吉野川」をはじめ、一級河川 26、二級河川 7、準用河川 3 及び普通河川 102 の合計 138 の河川が流れています。(令和 3 年度末現在) ^{※1}

市内の河川は昭和 30 年以降、工場排水が原因で水質汚濁が急速に進みました。昭和 45 年に制定された水質汚濁防止法等により工場・事業場からの排水は厳しく規制されるようになったため、水質は大きく改善されました。一方、住宅密集地の近くを流れる中小の河川では、周辺から流れ込む生活排水の影響により、水質の汚濁が進んでいます。

徳島市では河川の汚濁状況を把握するために、定期的に水質調査を実施しています。

●環境基準

環境基本法では、水質汚濁に関する「人の健康の保護に関する環境基準」(健康項目)と「生活環境の保全に関する環境基準」(生活環境項目)を定めています。健康項目は、河川・海域などの全ての公共用水域に一律に基準が定められており、生活環境項目については、水域ごとに利水目的に応じて類型を定め、類型ごとの基準値を設定しています。

●環境基準の達成状況

河川では、生活環境項目の汚れの指標である BOD (海域では COD) により、環境基準の評価を行います。市内では、吉野川、今切川、新町川水域及び勝浦川下流が河川として、また勝浦川河口が海域として類型指定されていますが、令和 3 年度はいずれの地点においても環境基準を達成しています。健康項目(カドミウム、水銀等)についても、全水域で環境基準を達成しています。

^{※1}令和 4 年 7 月 1 日付で一級河川 24、二級河川 7、準用河川 3 及び普通河川 100 の合計 134 河川に異動

河川・海域の水質と環境基準値

	河川名	測定地点名	類型	環境基準値 (BOD)	測定結果 (BOD75%値)		
					R1	R2	R3
河川	吉野川	吉野川大橋	A	2mg/L 以下	1.1	1.6	1.7
	今切川	鯛浜堰上流側	C	5mg/L 以下	2.2	2.5	1.8
		加賀須野橋	B	3mg/L 以下	1.1	1.5	1.7
	新町川	新町橋	C	5mg/L 以下	1.7	2.9	2.4
		旧漁連前	B	3mg/L 以下	1.1	1.8	2.1
	勝浦川	飯谷橋	A	2mg/L 以下	0.8	0.9	1.1
海域	勝浦川河口	勝浦浜橋	B	3mg/L 以下	1.8	2.1	1.8

※BOD75%値とは、環境基準を評価するための数値であり、年間12回の測定値を低い順から並べて75%の位置（9番目）にくる値のことです。吉野川大橋は補助点です。海域の数値は全てCODです。

●主な河川の水質

(1) 新町川

「水の都・徳島」のシンボル新町川は、昭和40年頃は、工場や家庭からの排水の影響で汚染が進んだため、BODは30mg/L前後もあり、魚の住むことが出来ない「死の川」とまで呼ばれていました。

その後は、工場排水の規制や下水道整備、吉野川の水を導水する新町川浄化ポンプ場の設置などにより、水質は大きく改善され、新町橋付近でも多くの魚を見ることができるようになりました。

現在でも、夏になると植物プランクトンの影響により、水が赤く変色することがありますが、BODは年平均で1～2mg/L前後で推移しており、水質は良好な状態です。

(2) 新町川水系の他河川

田宮川や冷田川は、流域の住宅から流れ込む生活排水等の影響による汚濁が見られます。

令和3年度は一時的に水質の悪化が見られましたが、合併処理浄化槽の普及等により、徐々に水質が改善されています。

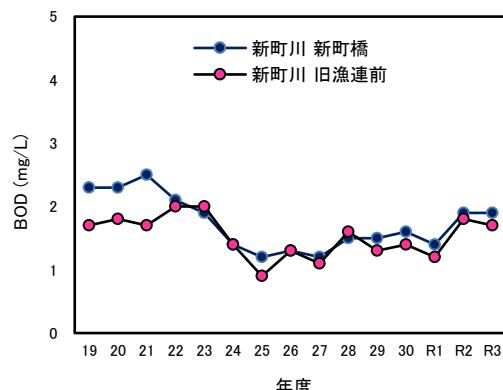
また、北部浄化センターが平成11年に稼働を始め、順次下水道整備を進めており、周辺を流れる大岡川等の水質改善につながっています。

(3) 吉野川

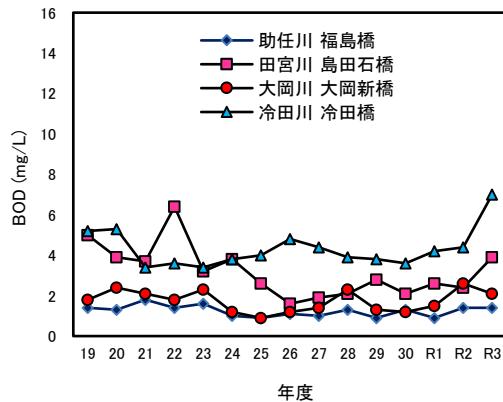
県内最大の河川であり、上水道、工業用水、かんがい用水等として広く利用されています。

水質の経年変化をみると、BODは2mg/L前後で良好な水質を保っています。吉野川は水量が豊富であるため、水質も安定しています。

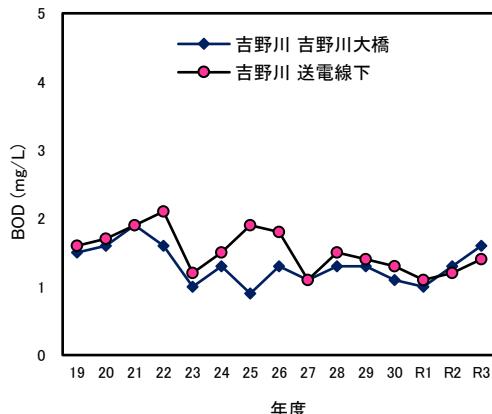
BOD経年変化(年間平均値)



BOD経年変化(年間平均値)



BOD経年変化(年間平均値)

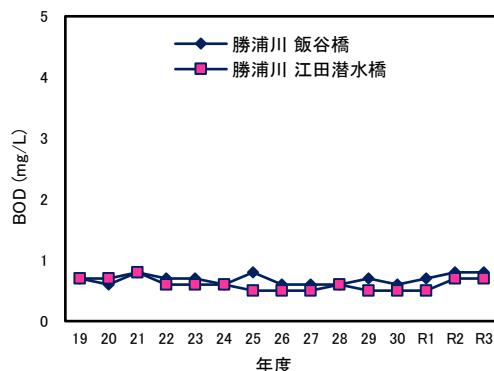


BOD経年変化(年間平均値)

(4) 勝浦川

県内の二級河川の中で最も大きな河川で、農業用水、上水道等に利用されています。流域に工場等の汚染源が少ないため、BODは1mg/L以下と良好な水質を保っています。

自然豊かな川で、飯谷町付近では川原が広がり、夏には川遊びやバーベキューなどを楽しむ人で賑わいます。



BOD(生物化学的酸素要求量)と COD(化学的酸素要求量)

BODは、水中の有機物などが微生物により酸化・分解される際に消費される酸素量のことです。一方、CODは、有機物などが過マンガン酸カリウムにより化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量のことです。どちらも水の汚れを表す指標であり、数値が大きくなるほど水が汚れています。BODは河川、CODは海域や湖沼の汚れ具合を示す指標として用いられています。コイやフナなどの魚が住むためには、BOD5mg/L以下の水質が必要といわれています。

海水浴場の水質

小松海岸は市街地から近い距離にあるため、海水浴、釣り、サーフィンなどのマリンスポーツの場だけでなく、市民の憩いの場として親しまれています。

徳島市は、海水浴場の開設期間前と期間中の2回、水質検査を行っています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により開設を中止したため、開設期間前と期間中とも水質検査を行っていません。



地下水

地下水は、水質が良好で安定した水源であるため、生活用水や工業用水、農業用水などに広く利用されてきました。しかし、近年、身体に悪影響を及ぼすテトラクロロエチレン、トリクロロエチレンなどの化学物質が工場やクリーニング店から排出され、地下水を汚染していることが全国各地で判明し、大きな問題となっています。また、農地の肥料や畜産由来による地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の基準超過も全国的にみられます。

徳島市では、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るため、工場・事業場に対して有害物質の取扱方法について指導を行っています。また、水質汚濁防止法に基づき、市内の地下水の状況を把握するため、年に1~2回、地下水質の調査を実施しています。

令和3年度は11地点で調査を実施した結果、全ての地点で環境基準を達成していました。

工場・事業場の排水規制

●排水濃度の規制

瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法、徳島県生活環境保全条例により定められた施設（特定施設等）を設置している工場・事業場は、施設の内容等を届け出る（瀬戸内法は許可手続き）義務があり、そのうち1日の排水量が50m³以上、またはカドミウムやシアンなどの有害物質を排出する工場・事業場には、排水基準が適用され、水質の規制を受けます。

排水基準には、国が定めた基準（一律基準）と徳島県生活環境保全条例により、業種等に応じて定められた厳しい基準（上乗せ基準）があります。

市内には法・条例に基づく届出工場・事業場が740（瀬戸内法：49、水濁法：666、県条例：25）あります。（令和3年度末現在）

●排出総量の規制

瀬戸内海のように閉鎖性水域の水質改善を図るために、水域に流入する汚濁の総量を削減する必要があります。そこで、瀬戸内海の関係府県の区域には、COD や富栄養化の原因となる窒素含有量及びりん含有量について総量規制制度が導入されています。

総量規制は、1 日あたりの平均的な排水量 50m³ 以上の特定事業場に対して、排水量に各項目の濃度を乗じて得た数値を許容限度として、各事業場に負荷量が割り当てられます。市内には対象となる事業場が 105 (瀬戸内法 : 46、水濁法 : 59) あります。(令和 3 年度末現在)

●有害物質地下浸透に関する規制（地下水汚染防止に関する規制）

カドミウムやシアンなどの有害物質による地下水の汚染を未然に防止するために、有害物質の使用・貯蔵等を行う施設の設置者は、当該施設について届け出る義務があります。また施設の構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存が義務づけられています。

●監視・指導の状況

徳島市では、排水基準の適用を受ける工場・事業場に対して、定期的に立入調査や排出水等の水質検査を行っており、排水基準の違反が確認された場合には、違反原因の究明や改善対策について報告を求め、違反が再発しないよう指導しています。また、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置している事業場に対し、それらの構造基準の遵守や定期点検の実施状況などについて確認を行い、問題点の指導等を行っています。その他、規制のかからない事業場に対しても、汚水処理施設の設置や排水管理方法等について指導を行っています。

〈施策の実施状況〉

◆水環境のモニタリング

事業・施策名	事業・施策内容／令和 3 年度実績	担当部署
公共用水域の水質調査	徳島市内の水質の状況を把握するために、22 地点 (15 河川) で水質調査を実施しました。 全ての地点で BOD、COD 及び健康項目 (カドミウム、水銀等) について環境基準を達成できました。	環境保全課

◆事業活動による水質汚濁の防止

事業・施策名	事業・施策内容／令和 3 年度実績	担当部署
水質汚濁に関する監視・指導	令和 3 年度は延べ 70 規制対象事業場に対し、立入調査を実施し、排水の調査・指導等を行いました。	環境保全課

生活排水対策

家庭や事務所で使われ排出される水のことを「生活排水」といい、トイレからのし尿排水と炊事や洗濯、風呂などからの生活雑排水に分けられます。このうち、し尿排水はすべて下水処理場やし尿処理施設、浄化槽などで浄化後、河川に放流されます。

一方、徳島市の場合、生活雑排水の約 17% が浄化されずにそのまま河川に流されており、河川を汚す大きな原因となっています。

徳島市では、生活排水対策として下水道の整備、合併処理浄化槽の設置促進に努めているほか、平成 3 年に水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定を受けたことにより、「徳島市生活排水対策推進計画」を策定し、生活排水による河川の汚濁防止に取り組んでいます。その取組みとして、市内各地での研修会の開催や、教材・パンフレットの配布、市民参加による運動の展開を図り、意識啓発と水質浄化実践活動の継続などに努めています。

汚水処理人口普及状況

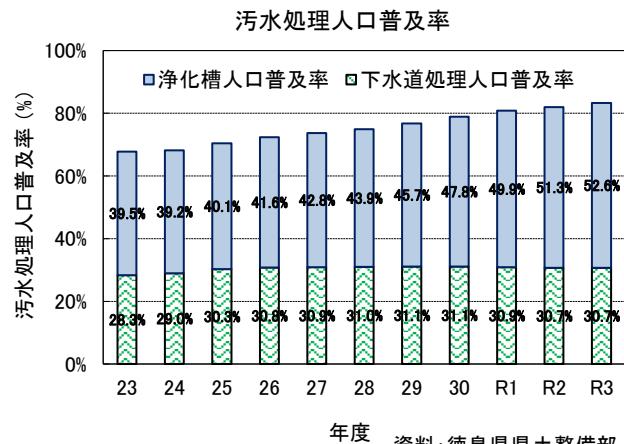
本市の汚水処理人口普及率は令和3年度末現在で83.3%となっており、内訳は下水道処理人口普及率30.7%、浄化槽人口普及率52.6%となっています。

生活排水による河川などの水質悪化を防止するため、関係法令が改正され、平成13年度からは、トイレの汚水と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽のみを浄化槽として扱うことになりました。この改正により、トイレの汚水のみを処理する単独処理浄化槽は、みなしえ浄化槽という扱いになり、新規の設置ができなくなり、合併処理浄化槽への転換が進められています。

そのため、汚水処理人口普及率は年々、上昇していますが、令和3年度末現在では83.3%と、徳島県の66.0%は上回っているものの、全国平均の92.6%には達していません。

＜施策の実施状況＞

◆生活排水への対策



資料:徳島県県土整備部

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
生活排水浄化実践推進員の活動支援	<p>生活排水浄化実践活動の普及を促進するため、市民に浄化実践推進員（推進員）として登録してもらい、地域において啓発活動を行ってもらうとともに、推進員自身にも浄化実践活動に取り組んでもらっています。また、台所の生ごみを回収する水切り袋の素材を従来のポリエチレン製から紙製に変更し、出前環境教室等で配布しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進員登録者数 111人 ・推進員による啓発活動（7回 約2,550人参加） ・第3次生活排水対策推進計画の改定に向け、市民会議を開催 	環境保全課
公共下水道事業	<p>家庭・工場から排出される汚水の処理や、雨水の速やかな排除等を目的に公共下水道の整備を進めています。また、下水道施設の状態を良好に保つとともに老朽化した管路施設、機械電気設備の改築や処理場・ポンプ場の耐震・耐津波対策を推進しています。</p> <p>（公共下水道の排水総面積：令和3年度末現在 1,439.48ha）</p>	上下水道局 下水道整備課
合併処理浄化槽設置費補助事業	<p>単独処理浄化槽やくみ取り槽から、台所・洗濯などの生活排水をトイレの汚水と併せて浄化する「合併処理浄化槽」へ設置替えする人が一定条件を満たす場合、設置費用の一部を補助しています。</p> <p>令和3年度は83基の転換（取下1基）の補助申請を受け付けました。</p> <p>また、単独処理浄化槽世帯を対象にチラシを配布するなど、合併処理浄化槽への転換に向けた啓発を行いました。</p>	河川水路課
浄化槽清掃業者に対する指導監督	生活排水の浄化を推進するため、浄化槽清掃業者に対し、指導すべき事例が発生するごとに、業務の適正な実施を指導しています。	環境政策課

土壤汚染対策

土壤が、有害物質等に汚染されると、汚染された土壤や地下水を摂取することによる人の健康への影響のほか、農作物や植物の生育阻害、生態系への影響などが起こる恐れがあります。また、土壤はいったん有害物質等に汚染されると、汚染物質が蓄積され、汚染が長期にわたるという特徴があります。

徳島市では、工場に対して水質汚濁防止法や土壤汚染対策法による立入調査、有害物質の取扱い等について指導を行い、土壤汚染の未然防止に努めるとともに、土壤汚染に関する情報が適切に開示されるよう事業者や土地の所有者に指導を行っています。

このほか土壤汚染対策法で義務づけられている3,000m²以上の土地の形質変更時に提出される届出を審査することで、土壤汚染状況調査の必要性を判断するなど、土壤汚染の拡散防止に努めています。

＜施策の実施状況＞

◆地下水・土壤汚染対策の推進

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
土壤汚染に関する監視・指導	令和3年度は法対象事業場計21事業場に対し、立入調査を実施しました。また、指定区域に対し、随時、確認調査を実施しました。このほか道路整備等に伴う土地の形質変更の届出が26件あり、審査を行いました。	環境保全課
農薬の適正使用の周知・徹底	農薬による環境汚染を防止するため、ホームページ等を利用して農薬の適正使用の周知を図りました。	農林水産課

基本施策2 大気環境・音環境の保全

大気環境

大気汚染とは、工場や事業場、自動車から排出される汚染物質により、人の健康や生活環境に悪い影響が出るような状態をいいます。汚染物質は主に呼吸器を通して人体に入るため、呼吸器疾患などの健康を害する場合や、植物に対して生育障害を及ぼすこともあります。

このような物質には、人の健康を守るために維持することが望ましい指標として、「環境基準」が定められています。

徳島市では、大気汚染を監視するため、大気の測定を行っていますが、各汚染物質の年平均値は、近年は全国と同様に、ほぼ横ばいながら緩やかな改善傾向が見られます。しかし、一部の幹線道路沿いでは、自動車の排出ガスの影響により二酸化窒素等の濃度が高い状況にあります。

●環境基準

環境基本法により、大気汚染物質についての維持することが望ましい基準（環境基準）が、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタンの10物質について定められています。

●監視体制

徳島市内には、一般的な大気汚染の状況を把握するための一般環境大気測定期〔4局：川内・応神・徳島（新蔵）・多家良〕と道路周辺における状況を把握するための自動車排出ガス測定期〔自排徳島（新蔵）〕の計5局を県市共同で設置しており、二酸化硫黄や二酸化窒素などの大気汚染物質、風向・風速などを24時間連続で測定しています。

これらの測定局から得られたデータは、環境基準の適合状況の把握や大気汚染に関する緊急時の対策に利用しているほか、環境影響評価や広域的な汚染メカニズムの解明の基礎資料として活用されています。

また、環境省では、測定局のデータ（速報値）を「大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめ君）」によりリアルタイムに収集・情報提供を行っており、インターネットや携帯電話用サイトを通じて最新の大気の情報を知ることができます。

●環境基準の達成状況（令和3年度）

物質名	基準値	一般環境測定局				自排徳島 (新蔵)
		川内	応神	徳島 (新蔵)	多家良	
二酸化硫黄	0.04ppm（1日平均値）かつ 0.1ppm（1時間値）以下	○	○	○	○	○
二酸化窒素	0.06ppm（1日平均値）以下	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	0.10mg/m ³ （1日平均値）かつ 0.20 mg/m ³ （1時間値）以下	○	○	○	○	○
微小粒子状物質	15 μ g/m ³ （年平均値）かつ 35 μ g/m ³ （1日平均値）以下			○		
光化学オキシダント	0.06ppm（1時間値）以下	×		×		
一酸化炭素	10ppm（1日平均値）かつ 20ppm（8時間平均値）以下					○
トリクロロエチレン	130 μ g/m ³ （年平均値）以下					○
テトラクロロエチレン	200 μ g/m ³ （年平均値）以下					○
ベンゼン	3 μ g/m ³ （年平均値）以下					○
ジクロロメタン	150 μ g/m ³ （年平均値）以下					○

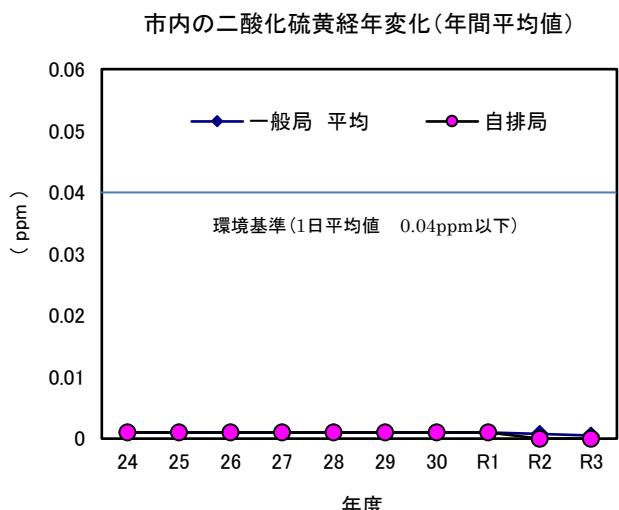
（○：達成 ×：未達成）

●大気汚染物質の状況

(1) 二酸化硫黄 (SO₂)

工場・事業場で使用する重油等の硫黄分を含む物質の燃焼に伴い発生します。酸性雨の原因になるほか、人の健康についても呼吸器系に影響があるといわれています。

近年は脱硫技術が進歩し、ばい煙発生施設等で使用する燃料中の硫黄分の低下により、測定した5局とも環境基準値を大きく下回っています。



(2) 二酸化窒素 (NO₂)

燃焼に伴い発生する物質で、自動車排出ガスや工場、焼却炉などが主な発生源となっています。

二酸化窒素は、有害な光化学オキシダントをつくる原因物質の一つであり、また、酸化性や腐食性が強く、人間、動植物等に対して有害であることが知られています。

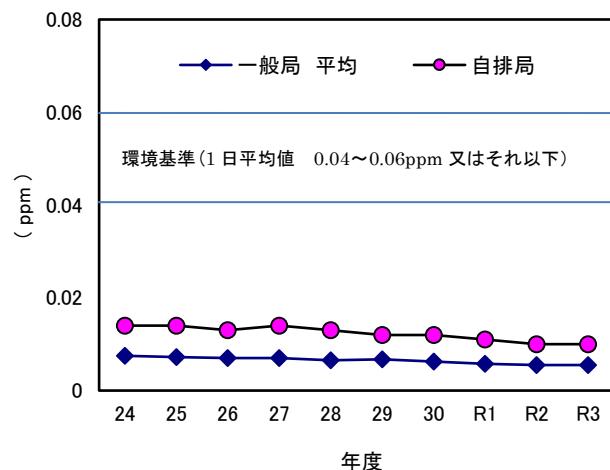
測定した5局とも環境基準を達成していますが、国道11号線の沿道にある自排徳島局は、自動車排出ガスの影響により、一般局より高い傾向にあります。

◇簡易測定器による二酸化窒素調査

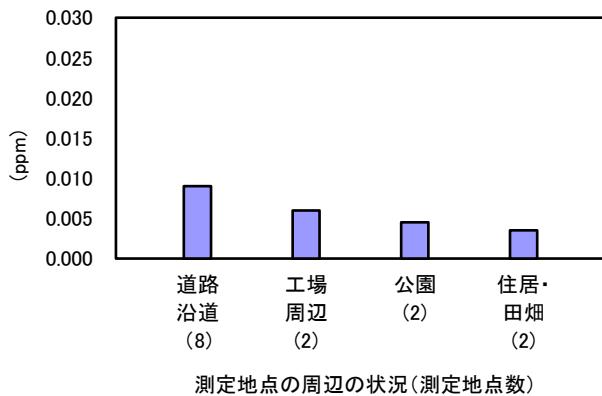
自動車の排出ガスによる大気汚染の影響を調査するため、年2回、道路沿道や交差点等14地点において二酸化窒素の簡易測定器（フィルターバッジ）を用いた測定を実施しました。

その結果、交通量の多い国道や県道の沿道は、他の地域に比べて二酸化窒素の濃度が高い地点もありますが、環境基準値を上回る濃度は検出されませんでした。

市内の二酸化窒素経年変化(年間平均値)



簡易測定による二酸化窒素の測定結果
(令和3年度 年間結果)



(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

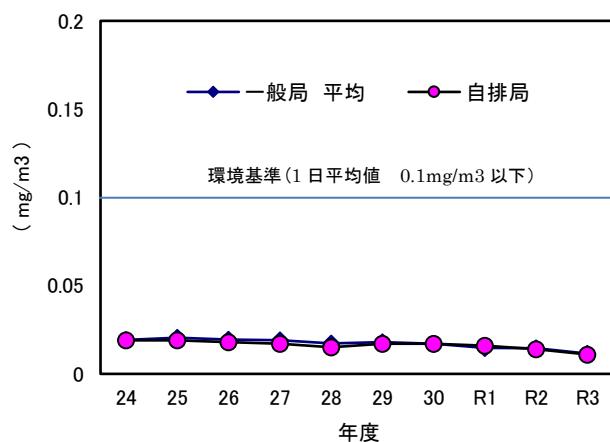
大気中に浮遊している粒子状の物質のうち、粒径が10ミクロン以下の小さいものをいいます。

SPMは、微小であるため、大気中に長時間滞留し、気道または肺胞に吸着しやすく、人の呼吸器に悪影響を与えます。近年、大都市ではディーゼル車の排ガスによる汚染が大きな問題となったことから、自動車排出ガス規制が強化されています。

環境基準を下回っており、年間平均値も前年度と同じく低濃度となっています。

また、微小粒子状物質(PM2.5)については、浮遊粒子状物質よりもさらに小さな粒子で、非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、肺がん、呼吸系、循環器系への影響が懸念されています。令和3年度については、環境基準の短期基準(1日平均値35μg/m³以下)及び長期基準(1年平均値15μg/m³以下)ともに達成しているほか、濃度が暫定指針値(日平均値70μg/m³)を超過すると予測された場合に県が発令する注意喚起はありませんでした。

市内のSPM経年変化(年間平均値)

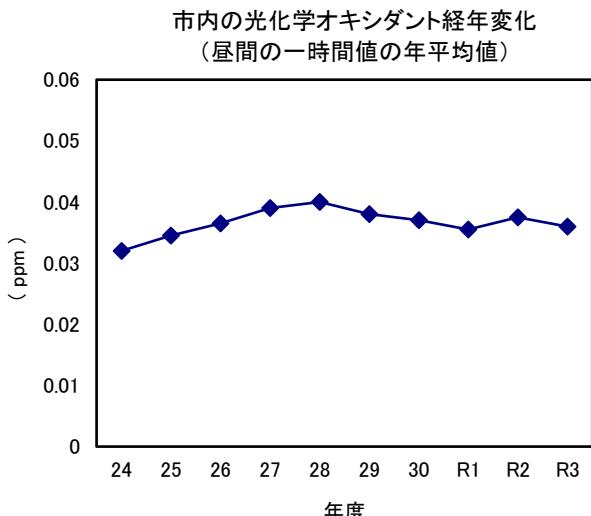


(4) 光化学オキシダント

自動車排出ガスや工場のばい煙などに含まれる窒素酸化物や炭化水素などが強い太陽光線を受けて光化学反応を起こしたもので、濃度が高くなると目やのどが痛くなったり、植物に悪い影響が出たりすることがあります。

全国的に環境基準の達成率が低く、徳島市内でも環境基準を達成していません。特に、夏期に高濃度になる傾向があり、注意報が発令される場合があります。

現在、国において越境汚染等の影響も含めた原因の解明や対策等について検討が進められています。



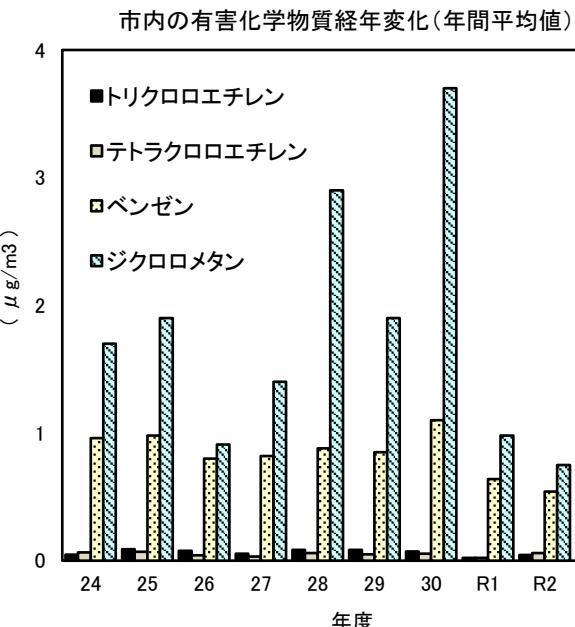
◇光化学オキシダント注意報の発令

大気中の光化学オキシダント濃度が一定レベルを超えた場合には、「徳島県大気汚染緊急時対策措置要綱」に基づき、注意報等の発令が行われます。発令が行われると、工場等では、ばい煙排出の削減等の対策が行われます。

徳島市域では、令和3年度に注意報等の発令はありませんでしたが、令和元年5月24日に11年ぶりに注意報の発令がありました。

(5) その他の有害化学物質

低濃度ながら長期間にわたってばく露することによって人への健康影響が懸念される有害大気汚染物質について、徳島市内では、環境基準が設定されているトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタンの全ての物質で環境基準を達成しています。



〈施策の実施状況〉

◆大気環境・音環境のモニタリング

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
大気汚染の調査	<p>徳島市内の大気汚染の状況を把握するために、年2回、道路沿いでの大気汚染物質の簡易測定（市内14地点）を行うとともに、結果をホームページで公開しています。</p> <p>また、大気自動測定局舎を2地点（応神・多家良）設置し、常時（24時間連続）、大気汚染物質のうち硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質のそれぞれの濃度を測定しています。その他、相談があった際に、工場・事業場の監視・指導を実施しています。</p>	環境保全課

悪臭

悪臭は、人に不快感や嫌悪感を与える臭いのことで、住民の衛生的で快適な生活環境に影響を及ぼします。

一般的には、シンナー臭やし尿臭、物が腐った臭いなどが挙げられますが、たとえ好ましい香りでも、高濃度に長時間さらされると悪臭として感じることもあります。

悪臭の元になる物質は、風向・風速等の気象条件によって拡散の方向や度合いが大きく異なることから、悪臭苦情を受けてすぐに調査に向かっても被害の状況が確認できないことがあります。解決を難しくしています。

●規制基準

悪臭防止法により、アンモニア、メチルメルカプタンなど22物質が特定悪臭物質として定められており、それぞれ排出濃度の許容限度として規制基準値を定めています。

これらの基準値は、生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域や、学校・病院などが存在する地域を指定し、指定した地域に対して規制が適用されます。

●特定悪臭物質と主な発生源

物質名	におい	主な発生源	物質名	におい	主な発生源
アンモニア	し尿臭	畜産事業場、化製場	イバレアルデヒド	甘酸っぱい焦げ臭	焼き付け塗装工場
メチルメルカプタン	腐ったタマネギ臭	パルプ製造、化製場	イソブタノール	(刺激的な) 発酵臭	塗装工場
硫化水素	腐った卵臭	畜産事業場、パルプ製造	酢酸エチル	(刺激的な) シンナー臭	塗装工場、印刷工場
硫化メチル	腐ったキャベツ臭	パルプ製造、化製場	メチルイソチルケトン	(刺激的な) シンナー臭	塗装工場、印刷工場
二硫化メチル	腐ったキャベツ臭	パルプ製造、化製場	トルエン	ガソリン臭	塗装工場、印刷工場
トリメチルアシン	腐った魚臭	畜産事業場、化製場	スチレン	都市ガス臭	化学工場、化粧板製造
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさい臭い	化学工場、たばこ製造	キシレン	ガソリン臭	塗装工場、印刷工場
プロピオノンアルデヒド	甘酸っぱい焦げ臭	焼き付け塗装工場	プロピオノン酸	(刺激的な) 酸っぱい臭い	脂肪酸製造、染色工場
ノルマルチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げ臭	焼き付け塗装工場	ノルマル酪酸	汗くさい臭い	畜産事業場、化製場
イソチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げ臭	焼き付け塗装工場	ノルマル吉草酸	むれたくつ下臭	畜産事業場、化製場
ノルマルバーレアルデヒド	甘酸っぱい焦げ臭	焼き付け塗装工場	イソ吉草酸	むれたくつ下臭	畜産事業場、化製場

●悪臭防止の取組み

悪臭苦情に対して、原因究明のための現地調査や立入調査を行い、指導・助言等苦情解決に向けて対応しています。また、化製場や廃棄物処理施設など、悪臭を発生する工場・事業場に対して、定期的に立入調査や悪臭物質の濃度測定を行い、悪臭防止施設の改善や維持管理などについて指導を行っています。

〈施策の実施状況〉

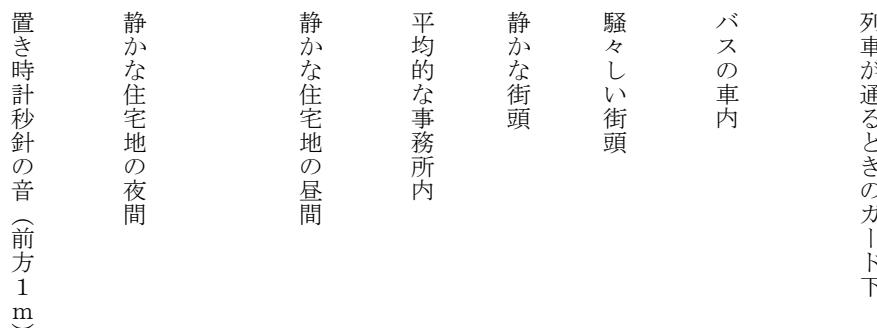
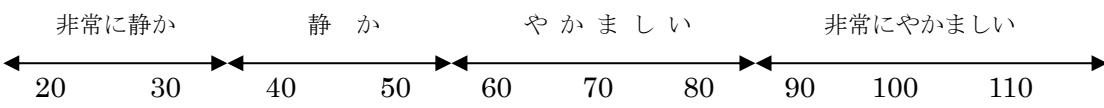
◆事業活動による大気汚染、悪臭発生の防止

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
野外焼却の禁止に関する指導・監督	廃棄物の野外焼却について、市民から通報・苦情があれば現場確認し、焼却をやめるよう指導したうえで、市で収集しているものについては適正に排出してもらうよう働きかけています。 令和3年度は26件の野外焼却の苦情・相談がありました。	環境政策課
悪臭に関する監視・指導	悪臭防止法に基づき、常時監視の必要な市内の4事業所（化製場・と畜場・下水処理場・ごみ焼却場）に対し立入調査・試料採取・分析を行い、規制基準遵守等の必要な指導を実施し、生活環境の保全に努めました。（延べ81件の立入調査を実施）	環境保全課
畜産環境の整備	畜舎やたい肥舎から周辺への影響を極力抑えるため、適宜徳島家畜保健衛生所と連携し、市内畜産農家に対して、家畜ふん尿の適正処理について指導しました。	農林水産課

騒音

騒音とは、一般的に「やかましい音」「好ましくない音」をいいます。しかし、騒音は人によって感じ方に大きな違いがあり、ある人には快適な音でも別の人にとっては迷惑な音であったり、また、同じ人でもその時の体調や心理状態によって感じ方が変わったりすることもあり、どんな音が騒音にあたるのか、一概には言えない難しさがあります。

騒音の大きさの例（単位：デシベル）



●環境基準

環境基本法により騒音に係る環境基準として、地域の特性や時間帯により、また、道路に面する地域では車線数等により、それぞれ値が定められています。

徳島市では、快適な生活環境を保全するために、環境騒音（一般地域、道路に面する地域）の測定を行い、監視に努めています。

●騒音の状況

(1) 一般地域の騒音

市内における環境騒音の実態を把握するため、用途地域の類型別に選定した地点において 24 時間連続の騒音測定を行っています。

環境基準の達成状況（令和 3 年度）

単位：デシベル

地域の類型	測定地点	測定値測定結果 (Leq)		環境基準値		評価	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
A	名東町2丁目	52	49	55	45	○	×
B	上吉野町3丁目	44	40	55	45	○	○
B	明神町2丁目	42	36	55	45	○	○
C	西船場町3丁目	50	43	60	50	○	○

(○：達成 ×：未達成)

(2) 道路に面する地域の騒音

自動車保有台数の増加に伴い、自動車による騒音は幹線道路沿いの住民の生活環境に大きな影響を与えています。この自動車による騒音については「環境基準」のほか、騒音規制法により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき、県公安委員会や道路管理者に対して交通規制や道路構造の改善などの対策を取るよう要請できる「要請限度」が定められています。

このほか道路に面する地域では、一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等（沿道から 50m の範囲内）のうち、環境基準を達成する戸数及び達成率割合を把握することで、自動車騒音の影響を面的に評価しております。こうして得られたデータは、今後の総合的な道路環境の各種施策への反映を図る資料としています。

また、評価の結果は、国立環境研究所が運営するインターネットサイト「全国自動車交通騒音マップ」により路線地図とともに情報提供されています。

環境基準の達成状況及び要請限度の適否状況（令和 3 年度）

単位：デシベル

路線名	測定地点	測定結果 (Leq)		環境基準		要請限度	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道 192 号	国府町府中	71	66	70	65	75	70
				×	×	○	○
一般国道 192 号	八百屋町一丁目	66	60	70	65	75	70
				○	○	○	○
主要地方道 徳島吉野線	上助任町	56	49	70	65	75	70
				○	○	○	○
主要地方道 徳島環状線	城東町二丁目	61	53	70	65	75	70
				○	○	○	○

(○：達成 ×：未達成)

単位：デシベル

路線名	測定地点	測定結果 (Leq)		環境基準		要請限度	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
主要地方道 徳島鴨島線	国府町桜間	69	62	70	65	75	70
				○	○	○	○
主要地方道 沖ノ洲徳島本町線	北沖洲 2 丁目	64	60	70	65	75	70
				○	○	○	○
主要地方道 徳島鳴門線	中吉野町	67	62	70	65	75	70
				○	○	○	○
主要地方道 徳島鳴門線	応神町古川	68	64	70	65	75	70
				○	○	○	○
主要地方道 徳島北灘線	不動東町	58	52	70	65	75	70
				○	○	○	○
県道宮倉徳島線	八万町内浜	69	63	70	65	75	70
				○	○	○	○
県道宮倉徳島線	仲之町二丁目	66	61	70	65	75	70
				○	○	○	○
県道佐古停車場線	佐古二番町	61	54	70	65	75	70
				○	○	○	○
県道第十白鳥線	国府町竜王	67	57	70	65	75	70
				○	○	○	○
県道鬼籠野国府線	一宮町	65	59	70	65	75	70
				○	○	○	○

(○ : 達成 × : 未達成)

※騒音対策を優先的に実施するとされた夜間の騒音レベルが 73dB を超える地点はありませんでした。また、類型指定のない地点での測定は、当該地点から最も近い類型・環境基準等を参考として当てはめています。

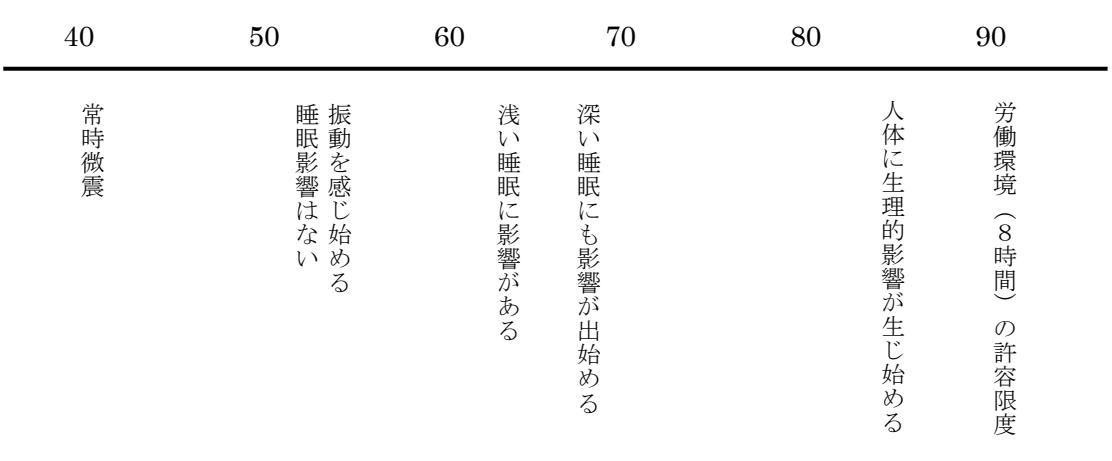
面的評価の結果（令和3年度）

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数 (16,478 戸)	15,990	97.0	225	1.4	101	0.6	162	1.0
近接空間 (6,006 戸)	5,567	92.7	218	3.6	78	1.3	143	2.4
非近接空間 (10,472 戸)	10,423	99.5	7	0.1	23	0.2	19	0.2

振動

振動は、地盤や構造物などを伝わって人体に影響し、また、騒音を伴うことが多い感覚公害です。主な発生源としては、工場・事業場に設置される空気圧縮機、プレス機、鍛造機や建設作業で使用されるくい打機、ブレーカーなどがあります。

振動による影響（単位：デシベル）



●騒音・振動に関する規制

(1) 工場・事業場に対する規制

「騒音規制法」「振動規制法」及び「徳島県生活環境保全条例」により、騒音や振動を発生する施設を設置する事業場等は、市長に騒音・振動の防止の内容等を届け出ることが義務づけられており、また地域や時間帯に応じて規制基準を定めています。

法・条例に基づき、騒音については延べ 1,189 事業場、振動については 128 事業場から届出されています。（令和 3 年度末現在）

徳島市では、これらの事業場等に対して、立入調査を実施し、届出や規制基準の遵守など騒音・振動の防止について指導を行っています。

(2) 建設作業に対する規制

くい打ちなど著しい騒音や振動を発生する作業（特定建設作業）を実施する場合には、法・条例により市長に作業内容等を届け出ることが義務づけられています。

徳島市では、特定建設作業を行う施工業者に対して、届出や作業内容の工夫など騒音・振動の防止について指導を行っています。

(3) 生活騒音

私たちのまわりには、いろいろな音があふれています。生活騒音とは、日常生活に伴って発生する音のうち、近隣に迷惑をかけている音のことをいいます。

生活騒音として「自動車やバイクの音」「ステレオなど音響機器の音」が挙げられますが、これらは法的な規制がなく、解決するためには各個人のモラルによるところが大きいことから、徳島市では普段の生活の中での気配りや解決に向けての心がけを呼びかけています。

〈施策の実施状況〉

◆騒音・振動の防止

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
騒音・振動調査	<p>快適な生活環境を保全するために、環境騒音（一般地域、道路に面する地域）の測定を行い、監視に務めています。</p> <p>また、交通センサスをもとに調査路線を検討し、振動規制法に基づき道路交通振動調査を行い、自動車の通行による振動影響を把握しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般環境騒音（4地点）、自動車騒音（14地点）について調査を実施。 (環境基準達成率：89%) (要請限度の達成率：100%) ・道路交通振動（14地点）について調査を実施。 (要請限度の達成率：100%) ・航空機騒音（川内地区）について県が調査を実施。 	環境保全課
騒音に関する監視・指導	騒音の発生源となる工場、事業場及び特定建設作業を実施する事業者に対し、特定施設設置届出書等の提出を指導し、届出の受付を行いました。	環境保全課
振動に関する監視・指導	振動の発生源となる工場、事業場及び特定建設作業を実施する事業者に対し、特定施設設置届出書等の提出を指導し、届出の受付を行いました。	環境保全課
近隣騒音防止対策	<p>近隣騒音は法的な規制がなく、解決するためには各個人のモラルによることが大きいことから、近隣騒音に関するパンフレットの配布やホームページへの掲載により、普段の生活の中での気配りを呼びかけています。</p> <p>市民から寄せられた近隣騒音に関して苦情申立てがあった場合は、必要な現場調査をふまえて発生源者との話し合いが進むよう助言や調整等を行うことにより、解決に向けて出来る限り速やかな対応を行っています。</p>	環境保全課

基本施策3 有害化学物質などへの対策

化学物質の環境汚染

日用品に含まれるプラスチック、塗料や医薬品等工業用の原材料等、事業活動から家庭生活までの様々な場面で数多くの化学物質が使用されています。また、ダイオキシン類のように非意図的に生成される化学物質もあります。これらの化学物質が環境中に排出され、人や動物に対して、悪影響を及ぼすことが指摘されており、国では、化学物質による環境汚染の低減を図るために、平成11年に「ダイオキシン類対策特別措置法」や「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」を制定し、化学物質による環境汚染の低減を図っています。

●ダイオキシン類

ダイオキシン類とはポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPCBの3つの物質群を合わせた総称で、塩素の付く位置や数により毒性の異なる239物質があります。そのうち、最も毒性が強いといわれているものが、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンという物質です。

ダイオキシン類の主な発生源は、ごみの焼却、金属の精錬、紙などの塩素漂白の工程などさまざまなどところで発生します。また、森林火災、火山活動など自然界でも、ダイオキシン類は発生するといわれています。

ダイオキシン類の毒性については、発がん性、生殖障害、肝臓障害、内分泌ホルモンかく乱障害等が疫学調査や動物実験により指摘されています。

(1) わが国におけるダイオキシン類の人体摂取量

環境中に排出されたダイオキシン類は、食物、大気、水などを通じて人の体に入ってきますが、一般的な日本人の一日あたりのダイオキシン類の摂取量は体重1kgあたり、0.40pg程度と推定されています。

この水準は、国が定めた耐容一日摂取量4pgを下回っており、健康に影響を与えるものではありません。

◇耐容一日摂取量

ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日あたりの摂取量のことです。

(2) 調査結果

ダイオキシン類対策特別措置法により、大気・水質等に係る環境基準が設けられています。令和3年度に徳島県が市内で調査した結果、いずれの地点でも環境基準を下回っていました。

項目	調査地点	濃度	環境基準値	単位
大気	新蔵町（徳島保健所）	0.0048※	0.60	pg-TEQ/m ³
地下水	佐古	0.060	1	pg-TEQ/l
土壤	応神町	3.6	1,000	pg-TEQ/g

（備考） 1 pg（ピコグラム）：1兆分の1グラム

2 TEQ（ティーイーキュー）：2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値

※ 大気の濃度は年平均値

(3) 排出抑制の取組み

廃棄物の焼却に対する苦情申立があった場合には、家庭のごみについては野外焼却ではなく、市の収集に適正に排出するよう呼びかけるとともに、市内の工場・事業場に設置されている焼却炉については、焼却管理の徹底や専門業者への処理委託を指導しています。

●石綿（アスベスト）対策

石綿（アスベスト）とは、天然にできた鉱物繊維で、熱に強く切れにくい、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性があります。

そのため、飛散した石綿を吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮症などの病気を引き起こすことがあります。

石綿の用途は非常に多種にわたっていますが、最も多いのは建材製品となっており、1970年から1990年にかけて鉄骨造建築物などの軽量耐火被覆材として使用されていました（現在は、製造・使用とも禁止）。

徳島市では、これまで石綿関連の法規制の改正等に併せて、市有建築物における使用状況調査を行い、市民や職員が利用する施設については、吹付け石綿の除去や封じ込め等の飛散防止対策を実施してきました。

また、民間の建築物に対しても実態把握を行い、調査及び除去工事を行う場合には、費用の一部について補助を行っています。

石綿を含む建材製品を使用した建築物の解体による飛散を防止するため、工事の受注者は工事前に建材の石綿使用の有無を調査することや、除去作業を行う前や作業中において負圧徐じん機の点検、集じん装置出口での粉じん測定等が求められています。

さらに、令和3年度よりこれまで規制されていなかった石綿含有成形板などの建材を除去する際にも遵守すべき作業基準が定められるようになりました。

●PRTR法による化学物質の管理

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止するためにPRTR法が制定されました。この法律では、特定の化学物質（計462物質が対象）を取り扱う一定規模以上の事業者は、その化学物質を1年間にどれだけ環境に排出したかを把握し、都道府県に報告する義務があります。

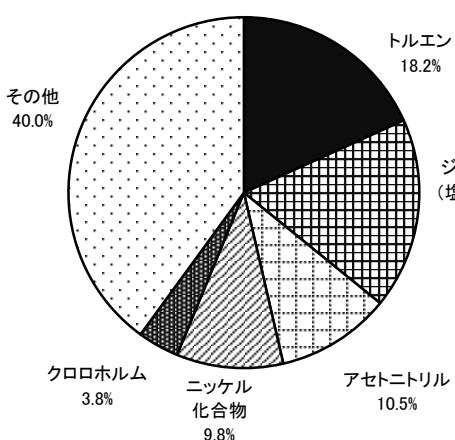
この制度により、事業者はどのような化学物質がどこからどれだけ環境中に排出されているかを自ら把握することになり、化学物質の管理の改善や排出の抑制が促進されます。

徳島県内の集計結果

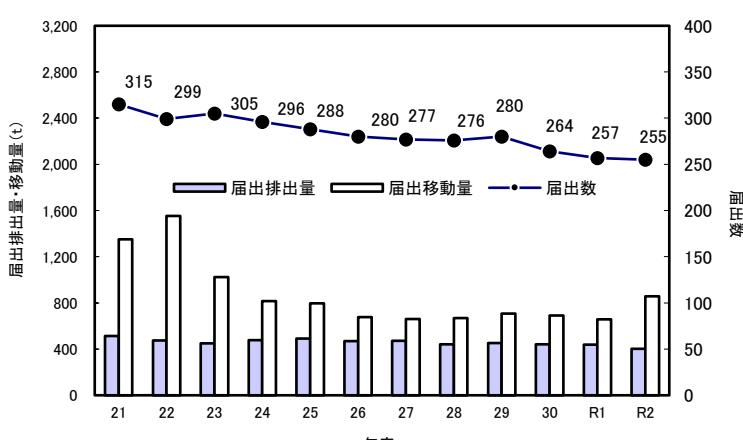
県内の255事業所から報告のあった令和2年4月から令和3年3月までの1年間の化学物質の排出・移動量を集計した結果は下図のとおりです。

最も排出・移動量が多いトルエンは、揮発しやすい化学物質で、この性質を利用して塗料や接着剤の溶剤等に広く使用されています。

排出量の多かった物質（合計排出・移動量：1,261t）



PRTR法による届出状況



資料:徳島県 環境管理課

＜施策の実施状況＞

◆有害化学物質による環境汚染の防止

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
有害化学物質に関する情報提供	ダイオキシン類について、徳島県が徳島市内において調査した結果（大気、河川、底質、地下水、土壤のダイオキシン類測定結果、環境基準の達成状況）を把握し、徳島市ホームページ、環境報告書を通じて市民、事業者に情報提供しています。	環境保全課

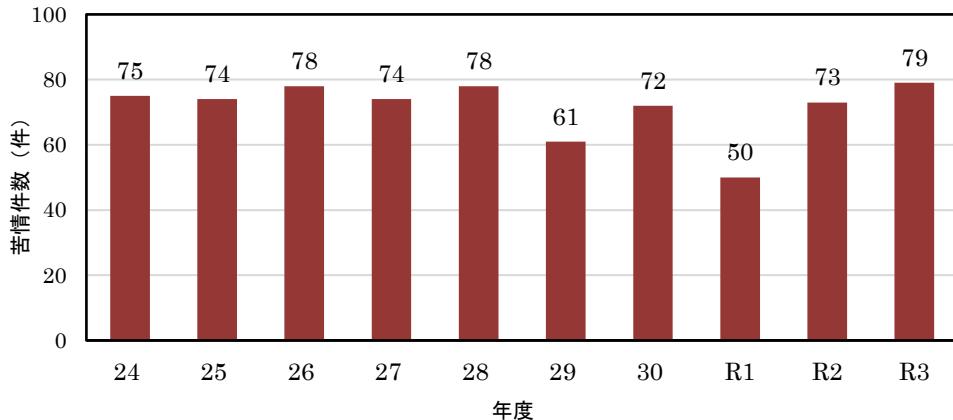
公害苦情への対応

公害紛争処理法に基づき、苦情相談員（環境保全課職員）を置き、市民から寄せられる公害苦情に対応しています。

令和3年度の公害苦情は79件ありました。令和3年度は水質汚濁、騒音、悪臭の苦情が多く寄せられており、水質汚濁では工場等からの油の流出や酸欠によると見られる魚のへい死、騒音では建設・解体工事等に伴うものや日常生活に伴って発生する近隣騒音、悪臭では肥料の製造臭、塗装臭、農業における施肥といった割合が高くなっています。

徳島市に寄せられた公害苦情は、関係機関と連携しながら、現地調査や指導方針の検討を行い、解決に努めています。環境関係法令の規制対象となる工場・事業場に関する苦情については、法令に基づく規制・指導を行い、また、原因が法令等の規制対象とならない苦情の場合には、その解決に向け当事者間でよく話し合い、お互いに相手の立場を理解しあうよう指導を行っています。

苦情発生件数の推移



●苦情件数の経年変化

種類	大気汚染		水質汚濁		土壤汚染		騒音		振動		悪臭		その他		合計	
	年度	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数
28	5	6.4	26	33.3	0	0.0	24	30.8	6	7.7	15	19.2	2	2.6	78	100
29	4	6.6	15	24.6	0	0.0	27	44.2	3	4.9	8	13.1	4	6.6	61	100
30	10	13.9	11	15.3	0	0.0	34	47.2	2	2.8	13	18.0	2	2.8	72	100
R1	7	14.0	11	22.0	0	0.0	18	36.0	3	6.0	11	22.0	0	0.0	50	100
R2	6	8.2	17	23.3	0	0.0	34	46.6	4	5.5	11	15.0	1	1.4	73	100
R3	6	7.6	18	22.8	0	0.0	37	46.8	4	5.1	14	17.7	0	0.0	79	100

●主な苦情事例

区分	苦情の内容
大気汚染	焼却炉や廃棄物の野焼きによる黒煙・すす
水質汚濁	自動車修理工場や飲食店からの油の流出、魚のへい死
悪臭	工場の塗装臭、飲食店の調理臭、肥料・飼料製造工場臭
騒音	建築・土木工事の作業音、工場の機械音、給湯器等の室外機の音
振動	建築・土木工事の作業振動

公害の未然防止

●公害防止協定

公害防止協定とは、大気汚染や水質汚濁などの公害を未然に防止するために、公害防止の目標値や具体的な公害対策について、地方公共団体や住民が企業との間に結ぶ取決めのことです。現在、徳島市は12企業と公害防止協定（うち2企業は環境保全協定）を締結しており、締結企業が公害を発生するおそれのある施設を新設・増設する際には、事前に公害防止計画書を提出し、公害防止対策等について市と協議することを義務づけているほか、必要に応じて立入調査等を実施しています。

●開発行為・建築確認申請時における事前指導

開発行為の事前協議及び建築確認は、それぞれ担当部署より環境保全課へと協議されることになっており、環境保全課では、公害関係法令で規制される施設や公害を発生するおそれのある施設を設置しようとする工場・事業場に対して、所定の届出や規制基準の遵守等の指導を行っています。また、さく岩機やくい打機を使用する作業など、騒音・振動を発生するおそれのある特定建設作業についても、届出や規制基準の遵守等の指導を行っています。

〈施策の実施状況〉

◆公害の未然防止

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
公害防止協定の締結	毎月、公害防止協定に基づき提出される排出水質等の測定結果の確認や、事業場内の施設の設置や変更等を行う場合に提出される公害防止計画書に対して意見を述べています。また、必要に応じて、新規協定の締結、既協定の見直しを行っています。	環境保全課



基本目標3 快適で安らぎのある、自然と人が共生できるまち

【自然・快適環境】



〈定量目標〉

基本施策	指標	目標値 (R12)	実績値 (R3)
◆身近な自然環境の保全 ◆水と緑、自然とのふれあいの推進 ◆里地・里山の保全、創造 ◆良好な景観形成の推進	まちなかに緑や水辺が豊富であると感じる市民の割合	92.0 %	74.2 %
	緑化推進事業参加者数	4,700 人	3,931 人

基本施策1 身近な自然環境の保全

動植物の生息状況

市域における動植物の生息状況に関する調査としては、文献での調査が主体となります。これまでに植物については 172 科 1,514 種、鳥類 55 科 254 種、両生類 7 科 14 種、爬虫類 8 科 17 種、哺乳類 12 科 25 種、魚類 71 科 236 種などが確認されています。そのうち、環境省レッドリストや徳島県版レッドリストなどに記載されている貴重な動植物については 412 種が該当しています。

●動植物の確認種数

区分	確認種数		貴重種	主な貴重種
植物	172 科	1,514 種	138 種	タコノアシ、オニバス、ハマボウなど
動物	鳥類	55 科	254 種	クマタカ、サシバ、コクガンなど
	昆蟲類	249 科	1,747 種	ルイスハンミョウ、オオムラサキなど
	両生類	7 科	14 種	カスミサンショウウオなど
	爬虫類	8 科	17 種	イシガメ、タワヤモリなど
	哺乳類	12 科	25 種	0 種
	魚類	71 科	236 種	メダカ、ナガレホトケドジョウなど
	底生動物	173 科	434 種	シオマネキ、ヘナタリガイなど

※植物のデータについては、植栽を含む。

資料：平成 12 年度徳島市環境基本計画策定のための環境基礎調査報告書（徳島市、平成 13 年）

平成 13 年度徳島市環境基本計画策定のための環境調査[現地調査]報告書（徳島市、平成 14 年）

徳島市域における魚類の生息状況調査結果報告書（徳島市、平成 21 年）

環境省レッドリスト 2020（環境省、令和 2 年）

徳島県版レッドリスト改訂版（徳島県、平成 22 年－平成 26 年）



ルイスハンミョウ



シオマネキ



メダカ

＜施策の実施状況＞

◆生物多様性の確保

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
栽培漁業の推進支援	水産資源の維持及び培養を図るため、稚魚や稚貝の放流を実施しています。令和3年度は、ハマグリ 560kg、シジミ 280kg を管内漁協が各漁業権のある内水面に放流しました。また、ヒラメの稚魚 13千尾、クルマエビの稚魚 2,385 千尾を徳島市の海域に放流しました。	農林水産課
「徳島県コウノトリを未来へ繋ぐ連携協定」の締結	令和4年1月に徳島県と徳島市で「徳島県コウノトリを未来へ繋ぐ連携協定」を締結し、コウノトリの定着と普及啓発を図っています。	とくしま動物園

◆鳥獣保護・管理の推進

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
農林水産物及び生活環境等に対する被害防止対策	野生鳥獣による農作物の食害など環境への悪影響を防止するためには、環境整備や有害鳥獣捕獲、個体数調整、侵入防止柵の設置などの対策を行うとともに、地域の講習会や広報を通じて鳥獣被害に遭わないための環境づくりの周知を図りました。 ・有害鳥獣等捕獲実績：イノシシ 379頭、シカ 127頭等 ・侵入防止柵設置補助：8件 1.02 km	農林水産課

基本施策2 水と緑、自然とのふれあいの推進

将来に残したい場所

徳島市が平成12年及び平成21年に実施した市民アンケートでは、眉山や吉野川をはじめ徳島市の特徴である水と緑に関する場所が将来に残したい場所・風景として上位に挙げられています。

●眉山・城山

眉山は徳島市のほぼ中心に位置する標高290mの山で、市域のどこからでも見えることから、本市の緑のシンボルとなっています。また、徳島城跡の城山（標高61.7m）についても、市街地に近く徳島中央公園内にあることから市民に親しまれています。これらは市街地に隣接しているにも関わらず、多くの動植物が生息する森林環境が維持されています。



眉山

●吉野川・勝浦川

徳島市を西から東に流れる吉野川は、全長194kmの一級河川であり、別名「四国三郎」とも呼ばれる日本でも有数の大河川です。徳島市の南部地域を流れる勝浦川は、全長49kmの県内最大の二級河川です。



吉野川

徳島市はこの吉野川と勝浦川に代表される河川の三角州で発展してきた都市ですが、これらの川が海に注ぐ河口部には、まとまった規模の干潟がみられ、環境省の日本の重要湿地500に選定されるなど、多種多様な生き物の重要な生息地になるとともに、水の浄化にも大きな役割を果たしています。

〈施策の実施状況〉

◆水と緑とのふれあいの場や機会の提供

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
中津峰森林公園管理	憩いの場として市民が快適に利用できるよう、園内の清掃・除草等を行い、景観の保持に努めました。	農林水産課
ひょうたん島周遊船の運航	<p>市内中心部を流れる新町川と助任川に囲まれた中州、ひょうたん島の魅力を観光客に体験してもらうため、周囲を一周する周遊船を運航しています。</p> <p>(1日あたりの乗船人数：79人 年間運航回数：2,192回)</p>	 <p>ひょうたん島周遊船の運行の様子</p>

◆水辺空間の創出、緑化の推進

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
道路愛護運動事業 (みち花事業)	<p>市道沿いの花壇や利用されていない道路用地に、道路愛護団体が草花等の植栽ができるようにプランターや花苗を提供し、道路環境の向上とともに道路への愛護意識の高揚を図りました。</p> <p>(認定団体：1団体 認定人数：8人)</p>	道路維持課
活動拠点とくしま植物園「緑の相談所」の管理・運営	<p>緑豊かなまちづくりを進め るための拠点施設として、 また身近な自然とふれあう ことのできる都市公園として、とくしま植物園の維持 管理を行っています。</p> <p>また緑の相談所を設置し、 緑化推進拠点として活用す るとともに、園芸教室等の 市民を対象とした講座の開催や緑化相談など各種事業を通じて、緑 化意識の普及や啓発活動の推進等を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園芸教室、ドライフラワーアレンジメント、自然観察会等の市民対 象の講座開催（96回開催 653人参加） ・市民からの緑化相談への対応（1,165件） 	 <p>公園緑地課</p>
街路樹の管理	<p>徳島市道35路線の街路樹の剪定、消毒、補植、除草、清掃等を実施 しました。</p> <p>(延長：約29km 高木：約3,000本)</p>	公園緑地課
公園施設整備事業	<p>身近な自然とふれあうことのできる緑地、公園などの整備に努め、市 民に安心して利用してもらえるよう維持管理を行っています。市道 35路線の街路樹や市が管理する都市公園（121か所）内の樹木等の 剪定及び除草・清掃のほか、危険箇所の事故防止や既存施設の大規模 な修繕等を実施しています。</p> <p>(市民1人当たりの公園面積 12.93m²/人)</p>	公園緑地課

パークアドプト事業の実施	市民と行政との協働による、緑あふれるまちづくりを推進しています。ボランティア団体による公園の清掃活動・公園芝生化等を支援するパークアドプト事業を実施しています。 (都市公園：22か所 参加団体：37団体)	公園緑地課
助任川花のエリアの形成	助任川河岸緑地は、「水都とくしま」らしい整備をした水際空間の公園であり、花によるデザインによって特色を出し、「ひょうたん島を一周できる遊歩道における水と緑と花のゾーン」として、四季折々の草花を植栽して景観向上を図りました。	公園緑地課

基本施策3 里地・里山の保全、創造

〈施策の実施状況〉

◆森林・農地の保全

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
耕作放棄地再生活動の支援	耕作放棄地の再生活動を行うため、平成25年度から大型・小型（各1台）の刈取機を導入し、耕作放棄地の再生・利用や農地の保全を図っています。令和3年度は6.9haの荒廃農地を解消しました。	農林水産課
中山間地域における農業支援	生産条件が不利な中山間地域の農業生産の活動維持と多面的機能を確保する集落に対して、法に基づき交付金を交付しました。 (協定面積：37.6ha)	農林水産課
市有林・森林公園の維持管理	月1回の巡視を行うとともに、下刈・除草等(7ha)を実施し、森林や緑地の保全・維持管理を行いました。 (維持管理面積：143ha)	農林水産課
農道・排水施設の整備・補修	農道や排水施設などの農業用施設の整備を行うとともに、破損等により通行や排水に支障箇所が発生した場合は修繕を行い、機能維持に努めています。	耕地課
農地施設アドプト事業（ふるさと美化事業）	耕地課が管理する道路や水路で清掃活動を行うボランティア団体に対し、市が清掃用具の支給・貸与や保険への加入費負担を行い、市民参加の農村づくりを推進しています。 令和3年度も前年度に引き続き、廃棄物処理がスムーズに行えるよう、廃棄物受け入れ券を作成配布し、処理手続きの簡素化を図りました。 (活動団体：6団体 活動人数：221人 活動区間：770m)	耕地課

◆環境保全型農業の推進

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
環境保全型農業の推進	化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組みとあわせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援し、環境にやさしい農業の育成を図りました。 ・環境保全型農業直接支援対策（有機農業等の取組み）：1,064a	農林水産課

◆地産地消の推進

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
阿波牛の普及推進	徳島県産の「阿波牛」の消費拡大・普及推進を図るため、「阿波牛バーベキューセット」の販売に対し助成しました。（販売数：177枚）	農林水産課
農産物の魅力発信	広域観光案内ステーションにおいて本市及び圏域 11 市町村の農産物加工品などを含む特産品の PR を行いました。	農林水産課
ふれあい農業の推進	農業への理解を深めてもらうため、「徳島市市民菜園推進協議会」の活動を助成しました。（市民菜園区画数：426 区画）	農林水産課
食育の推進	幼稚園、小・中学校及び高等学校において、食の大切さや食品ロス、地産地消に関する資料や食育タイム等教材の提供などの支援を行うとともに、県などの関係機関と連携した出前授業などを実施しました。また、学校給食において地場産物を優先的に使用することで、地産地消の推進を図るとともに、体験栽培作物を学校給食に活用したり、児童・生徒に対して徳島産の野菜を使用した料理の募集を行ったりすることで、学校給食を中心とした食育から環境教育の充実を図りました。これらの取組みは、学校給食パネル展や学校給食食育パネル展を通じて広く市民に広報しました。	学校教育課 体育保健給食課

基本施策4 良好な景観形成の推進

〈施策の実施状況〉

◆地域特性を活かしたまちづくり

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
水と緑のフェスティバルの開催	<p>市民・事業者からの寄附金と市費により、徳島市水と緑の基金制度を設け、都市における水と緑の大切さを認識してもらうための普及啓発活動を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水と緑の図画コンクール 応募数：1,567 点 ・ファミリーハゼ釣り大会 参加：377 人 ・募金活動（各種イベント会場） ・花植え会 参加：69 人  <p>ファミリーハゼ釣り大会の様子</p>	都市建設政策課
ひょうたん島川の駅ネットワーク構想の推進	<p>令和4年度からの本格運用を目指した中心市街地とベイエリアを結ぶ新ルートについての周遊船の定期便の運航や、各桟橋 8 か所を巡回して、イルミネーションで彩られた船からサンタが降り立ち各所先着 100 人の子どもたちにプレゼントを届けるなど、既存のイベントや新たなイベントと連携した社会実験を実施しました。</p> <p>また、本事業の PR を含め広く情報発信を行っていくため、ひょうたん島川の駅のロゴの作成やインスタグラムの開設を行いました。</p>	都市建設政策課

◆自然景観の保全と活用

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
景観まちづくりの推進	良好な景観の形成を推進するため、景観まちづくり条例及び景観計画に基づき、一定規模以上の建築行為等を対象として、景観形成基準との適合性について審査指導を行いました。	都市建設政策課
開発許可制度の適切な運用	開発区域の面積に応じ、公園を設ける基準があり、その規模・形状等について適正な審査に努めました。	建築指導課
狭あい道路の整備	狭い道路は交通上の問題だけでなく、非常時の防災活動に支障をきたし、また、日照・通風など良好な環境を作る上でも大きな障害となるため、狭い道に面して建築物を新築、増築、改築などをする場合、4mの道路幅員を確保できるように「徳島市狭あい道路整備要綱」を定め、道路整備を実施しています。 (無償譲渡：4件)	建築指導課
建築指導業務の推進	地域の特性に留意した土地利用を図るために、「徳島市建築協定条例」や「徳島市総合設計許可基準要綱」等の運用を行っており、適切であるか審査・指導を行っています。	建築指導課
空き地に放置された雑草除去の指導	「空き地に放置された雑草の除去等に関する条例」に基づき、空き地の占有者に雑草の除去指導を行い、美しいまちづくりを進めています。 (指導件数：200件)	環境政策課
排水路・道路側溝の清掃	市民からの要望などにより、排水施設の清掃を実施しました。 (処理件数：189件)	河川水路課
道路愛護運動事業 (みちピカ事業)	道路愛護団体が市道の清掃を行う道路アドプト事業について、道路愛護団体を支援し、道路の美化・愛護意識の高揚を図っています。 (道路愛護認定団体：89団体 認定人数：2,632人)	道路維持課
関係法令に基づく環境影響評価に対する意見提出	徳島県環境影響評価条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づいて、意見照会があった場合には、環境を保全するため必要な意見を提出しています。	環境保全課



基本目標 4 持続可能な資源循環システムが構築されているまち

【循環型社会】



〈定量目標〉

基本施策	指標	目標値 (R12)	実績値 (R3)
◆ごみの減量、リサイクル	市民一人一日あたりのごみ排出量	838 g	1,007 g
◆プラスチックごみ対策	リサイクル率	31.3 %	13.9 %
◆安心できるごみ処理体制の確保	プラマークごみ（プラスチック製容器包装）分別収集量	3,012 t	3,823 t

基本施策 1 ごみの減量、リサイクル

〈施策の実施状況〉

◆ごみを出さないライフスタイルの推進

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
不用品活用銀行の運営	市民から不用となった家具や家電品の提供を受け、希望者を紹介することにより、廃棄物の削減及び資源の有効活用を推進しています。 (不用品の提供：35件 申込：39件 成立：13件)	市民生活課 (現：市民生活相談課)

◆ごみの発生抑制

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
マイバッグ運動の推進	買い物の際、レジ袋を使用せず、自分の袋を持参するマイバッグ運動を呼びかけ、ごみの減量を推進しています。徳島市ホームページにマイバッグ利用を呼びかける内容を掲載するとともに、市庁舎の庁内放送による啓発を実施しています。	環境政策課
ごみ減量啓発事業	ごみの減量化を進めるため、市民にごみの減量・再資源化への取組みを呼びかけています。また、一般廃棄物の適正処理、減量化及び再資源化を推進するため、徳島市ごみ減量化推進員を置き、適正排出の指導や減量・再資源化啓発事業への協力等の活動を行いました。 ・ごみ減量化推進員（77人）	環境政策課



◆再資源化の推進

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
分別収集の徹底・強化	<p>ごみの減量化、再資源化を図るために、缶・びん・ペットボトルや古紙類、プラマークごみなど、適切な処理により再生できる資源ごみの分別を市民に呼びかけています。</p> <p>また、廃乾電池等の有害ごみの分別回収、不燃・粗大ごみの再選別や有価物の回収、破碎減容等、不法投棄家電品（特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電4品目：テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）の回収を実施し、廃棄物の減量・再資源化に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理量：89,993t（前年度比：-2.4%） ・収集日程表や啓発冊子の配布 収集日程表作成部数：17万部 ・有害ごみの回収量：46.1t（100%再資源化） ・不法投棄家電品の処理件数：35件 ・資源ごみの直営収集量：12,032t ・直営収集した古紙類の再資源化量：4,620t ・不燃ごみ、粗大ごみの中間処理 <p style="text-align: right;">(処理施設での処理量：12,731t)</p>	環境政策課
徳島市エコステーションの運営	多様な資源物の回収ルートを確保するとともに、市民の利便性向上を図るため、常設の資源物回収施設として「徳島市エコステーション」を開設しています。回収した資源物等はすべてリサイクル処理を行っています。 (利用人数：63,301人 回収量：456,548kg)	環境政策課
資源ごみの回収団体への支援	町内会や婦人会等の地域で資源ごみ（紙類や缶類等）の回収を行う団体に対して、回収量に応じて奨励金を交付し、集団回収への支援を行っています。 (支援団体数：368団体 回収量：約1,730t)	環境政策課
建設リサイクル法の推進	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事について、現地パトロールを実施するなど分別解体などの指導を行い、コンクリート等の特定建設資材のリサイクルを推進しています。 令和3年度は解体、新築・増築など延べ512件の届出がありました。	建築指導課
剪定木のチップ化・堆肥化	公園樹木等の剪定木について、リサイクルを推進するため、チップ状に粉碎後、堆肥化して公園内の土壌改良材として有効活用とともに、市民への配布を行っています。 (市民に配布した堆肥量：約45m ³)	公園緑地課
汚泥の再資源化	浄水場及び下水道終末処理場で発生した汚泥の減量化・再資源化を進めることで、セメントの原料として有効利用しています。 (汚泥セメント原料化率 浄水課：100% 中央浄化センター：83.46% 北部浄化センター：88.66%)	上下水道局 浄水課 中央浄化センター 北部浄化センター

◆グリーン購入の推進

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
グリーン購入の推進	徳島市エコオフィスプランの取組みとして府内の掲示板を活用し、不用品の再利用を呼びかけるとともに、環境ラベルを参考とした環境負荷の少ない物品の購入を推進しています。	環境保全課

◆食品ロス削減などへの対策

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
生ごみ処理機購入費補助事業	家庭からの生ごみの排出削減を図るために、電気式生ごみ処理機の購入費の補助を行うとともに、生ごみを堆肥化するEM処理容器の交付を行いました。 ・電気式生ごみ処理機購入費補助件数：77件 ・EM処理容器交付件数：172件	環境政策課
家庭用生ごみ処理器「キエーロ」の市民モニター募集	家庭用生ごみ処理器「キエーロ」について、徳島市内の20世帯を対象に市民モニターの募集を行い、家庭での使用感や効果などについての報告を受け、導入に向けて取り組みました。	環境政策課

基本施策2 プラスチックごみ対策

〈施策の実施状況〉

◆プラスチックごみ削減の推進

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
「ハブラシリサイクルプログラム」への協力活動	米国のグローバル企業「テラサイクル」の日本法人である「テラサイクルジャパン合同会社」（東京都）と「ライオン株式会社」（東京都）が実施している「ハ布拉シリサイクルプログラム」への協力活動を行っています。 令和3年度は、徳島市役所本庁舎1階に使い終わった歯ブラシ及びジップロック製品の回収箱を設置し、回収活動を行いました。 (回収実績 歯ブラシ：1,030本 ジップロック製品：31個)	SDGs推進室
食品トレイの拠点回収	市内全域に設置した回収ボックスで食品トレイを回収し、再生業者に回収・再生処理を委託する事業を実施しました。 (回収拠点数：延べ79か所 回収量：780kg)	環境政策課
農業用廃プラスチックの適正処理	農業用廃プラスチックの適正処理について周知するため、ホームページにて記事の掲載及びポスターの掲示を行いました。	農林水産課

◆海洋プラスチックごみ対策

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
沿岸漁場の海洋ごみの回収	日々の漁業操業の中で回収された漁場海底に堆積している海洋ごみの処理を行い、漁場機能の回復に努めました。 (回収したごみ：6.02m ³)	農林水産課

基本施策3 安心できるごみ処理体制の確保

〈施策の実施状況〉

◆環境負荷の少ないごみ処理体制の構築

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
不法投棄処理事業	不法投棄の防止を呼びかけるとともに、巡回パトロールを実施し、指導・監視に努めました。また、不法投棄された廃棄物の撤去処理を行いました。 (パトロール日数：240日 不法投棄処理件数：60件)	環境政策課
ポイ捨て等防止推進事業	散乱ごみなどの発生抑制を図り、生活環境の美化を推進するため、「ポイ捨て及び犬のふん害の予防に関する条例」を施行し、ポイ捨てや犬のふんの放置の防止を啓発しています。	環境政策課

◆適正処理の推進

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
一般廃棄物処理業の許可等	一般廃棄物処理業の許可及び一般廃棄物再生利用業の指定にかかる申請・相談への対応を実施しています。必要に応じて許可業者、指定業者に対する行政指導を実施することで廃棄物の適正な処理を推進しています。	環境政策課
廃棄物等最終処分事業	市域から排出された中間処理後の一般廃棄物（焼却灰、不燃残さ等）について、最終処分場の搬入基準に従って搬入し、埋立処分を行っています。 (最終処分場への埋立量：15,814t)	環境政策課
廃蛍光管の拠点回収	市内全域に設置した回収ボックスで廃蛍光管を回収し、専門の処理業者に回収・処理を委託する事業を実施しました。 (回収拠点：延べ38か所 回収量：4,371kg)	環境政策課



基本目標5 次世代につなぐ、環境行動力の高いまち

【環境学習・環境保全活動】



〈定量目標〉

基本施策	指標	目標値 (R12)	実績値 (R3)
◆環境教育・環境学習の充実 ◆環境保全活動の推進 ◆環境情報の充実、共有	出前環境教室参加人数（累積人 数）	17,000 人	3,387 人
	NPOなどとの協働事業数	135 事業	65 事業
	子ども環境リーダー認定数（累積 人数）	1,500 人	911 人

基本施策1 環境教育・環境学習の充実

〈施策の実施状況〉

◆環境教育・環境学習の推進

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
出前環境教室の開催	環境問題についてもっと知りたいという市民を対象に、講師（職員や徳島市環境リーダー）を派遣し、一緒に環境問題を考える「出前環境教室」を開催しました。（17回 1,119人参加）	環境保全課
ごみ減量に関する啓発の推進	ごみ問題や適正な処理方法等を説明するため、分別説明会を開催しました。 ・分別説明会・事業所懇談会 （4回 72人参加） ・出前ごみスクール （5回 323人参加）  出前ごみスクールの様子	環境政策課
汚水処理事業に関する出前講座の実施	汚水処理や環境問題への関心を高めてもらうため、主に小学生を対象として、下水道や浄化槽の仕組みと役割についての出前講座を実施しました。 （4校 378人参加）	上下水道局 経営企画課
「くらしの講座」等の開催	消費生活の向上を図るため、衣類のリフォーム、省エネ等をテーマとする「くらしの講座」等を開催しました。（2回 15人参加）	消費生活センター
地域学遊塾運動の推進	環境に関する講座を開催し、環境保全に対する意識を高めました。 （5回 189人参加）	社会教育課

◆学校における環境教育・環境学習の推進

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
学校版環境 ISO の取得認証	「学校版環境 ISO」は徳島県教育委員会が、学校の中で「エコスクール活動」「地域活動」「環境教育」に取り組むために設けた徳島県独自の認証制度で、平成24年度から、学校において環境学習で学んだことを、家庭や地域にも普及させていくことを目的とした「新・学校版環境 ISO」へ移行しています。令和3年度は市内の全ての小学校等において新・学校版環境 ISO を取得し、環境教育の充実に向けて取り組んでいます。	学校教育課
環境教育の充実 教育課題の実践研究	各小学校へ環境教育副読本「徳島市の水と緑」の冊子及びデジタル版を配付し、環境教育を行っています。	教育研究所
ごみ減量に関する 環境教育の推進	小学4年生を対象に「ごみのおはなし」を配布、また、小学4~6年生を対象に「こどもごみゼロん！ニュース」を年2回配布し、授業などで活用してもらうことにより、小学校での環境教育の充実を図りました。	環境政策課
水道事業に関する 出前講座の実施	水道水の安全性や、水道の果たす役割について理解を深めてもらうとともに、水を汚さない工夫や自然の大切さを呼びかけるため、小学生を対象に「徳島市の水道教室」を開催しました。 (7校 382人参加)	上下水道局 経営企画課

◆人材の育成、活用

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
徳島市環境リーダーの育成・活動支援	日常生活の中で環境保全のための取組みを実践するとともに、環境保全のための取組みを普及・啓発する市民を「徳島市環境リーダー」として登録しています。出前環境教室での講師依頼や環境教材の貸し出しなど、環境リーダーによる環境活動等の支援を行いました。 ・環境リーダー登録者数 112人（累計）	環境保全課
子ども環境リーダーの認定	家庭からの温室効果ガス排出削減を目的として、小学生を対象に「エコ生活ノート」を使って環境講座を開催し、家庭でエコライフを実践した子どもたちを「子ども環境リーダー」として認定しています。 (5校 323人認定)	環境保全課

基本施策2 環境保全活動の推進

〈施策の実施状況〉

◆活動の支援

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
環境保全活動に対する支援	農業者に加えて、土地改良区、JA、地域住民や都市住民も含めた様々な団体等へ参画要請し、農地・水路等、資源の日常管理と、農村環境向上のための活動支援をしました。（26団体参加）	耕地課

環境マネジメントシステムの推進	<p>事業者に、温室効果ガスの排出削減など環境に配慮した活動に積極的に取り組んでもらうため、国内版の環境マネジメントシステムであるエコアクション21の普及を行うとともに認証取得の支援を行っています。</p> <p>また、事業所における環境活動の推進のための手順と取組みを紹介した「事業所の環境活動推進ガイドブック」を配布しました。</p>		環境保全課
環境家計簿の普及	<p>家庭での省エネ活動が定着することを目的に、家庭から排出される二酸化炭素量を計算できる環境家計簿の普及に取り組んでいます。</p> <p>(実施世帯数：338世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境家計簿の機能がついたエコライフカレンダー2022の配布 ・簡易版家計簿の配布、ホームページで環境家計簿様式の公開 		環境保全課

基本施策3 環境情報の充実、共有

〈施策の実施状況〉

◆環境情報の収集

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
とくしまエコマネジメントシステムの推進	<p>徳島市環境基本計画及び徳島市エコオフィスプラン等を着実に実行し、かつ環境保全施策のより効果的・効率的な推進を図るため「とくしまエコマネジメントシステム」を実施しています。</p> <p>令和3年度は、徳島市環境基本計画の改定に伴い、エコマネジメントシステムの改定を行いました。</p>	環境保全課

◆環境情報の提供、発信

事業・施策名	事業・施策内容／令和3年度実績	担当部署
徳島市環境報告書の発行	本市の環境の状況や、徳島市環境基本計画に基づいて実施している環境施策の実施状況等をまとめた年次報告書（徳島市環境報告書）を発行し、冊子の配布や、ホームページを通じて公表しています。	環境保全課
環境情報の提供・発信	<p>市民の環境に関する関心や知識を深め、環境保全に向けた積極的な取組みを推進するため、環境に関する情報を収集し、ホームページ、環境報告書、広報とくしまのほか、パンフレットや各種イベントを通じた情報提供を行っています。</p> <p>徳島市ホームページ</p> 	環境保全課